湘南医療大学授業科目履修規程

（平成27年４月１日）
最新改正（令和５年４月１日）

（趣旨）
第１条　この規程は、湘南医療大学学則（以下「学則」という。）第33条第２項に基づき、授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

（授業科目等）
第２条　授業科目、配当年次、単位数、必修・選択・自由科目の別、時間数及び卒業要件は、学則別表１のとおりとし、先修科目を本規程別表１～３のとおりとする。なお、薬学部においては、４年次における薬学共用試験の合格資格が有効期限内でなければ、薬局実務実習（５年次）及び病院実務実習（５年次）を履修することができない。
２　学生は、原則として施設設備の理由による支障がある場合を除き、他学部又は他学科（以下「他学科等」という。）の講義科目を履修することができる。他学科等の実験、演習、実習科目については、担当教員の判断により、教育上支障がないと認められる場合に限り履修することができる。
３　前項により修得した単位は、総合教育科目を除き、卒業の要件となる単位に算入しない。
４　前２項により他学科等の授業科目の履修を希望する学生は、担当教員の承諾を得て、指定する期日までに「他学科等科目履修申請書（履修様式第１号）」を学長に提出しなければならない。

（履修登録）
第３条　学生は、履修しようとする授業科目については、各学期当初の所定の期日までに履修登録をしなければならない。
２　履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、別に定める届出書を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。
３　次に掲げる授業科目は原則として履修することができない。
（１）既に単位を修得した授業科目
（２）授業時間が重複する授業科目
（３）複数開講されている同一の授業科目

（履修の制限）
第４条　学生が適切に授業科目を学修するため、履修登録できる単位数の上限を、次の表に定めるとおりとする。

学部	履修登録できる単位数の上限
保健医療学部	年間 50 単位、各学期 30 単位
薬学部	年間 46 単位

２　前年までの授業科目を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（欠席届）
第５条　病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかった者は、欠席届（履修様式第２号）を当該科目の担当教員に提出することができる。
２　前項により提出された欠席届による成績の評価への取扱いは、当該科目の担当教員の判断によるものとする。
３　忌引きによる欠席の場合は、欠席届の提出により、次の範囲内で欠席の扱いとしな

い。

一親等（父・母・子）及び配偶者　　連続する７日間（休日を含む）
二親等（兄弟姉妹・祖父母）　　連続する３日間（休日を含む）
三親等（叔（伯）父・叔（伯）母、曾祖父母、甥姪）　　１日間

（交通機関の不通等に伴う休講）

第６条　次の各号いずれかに該当するとき、授業は原則として休講とする。

（１）事故、地震、積雪、ストライキ等により、東戸塚キャンパスの場合はＪＲ東海道線又はＪＲ横須賀線が、横浜山手キャンパスの場合はＪＲ京浜東北・根岸線及び横浜高速鉄道みなとみらい線の両方が不通の時。ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。

（２）神奈川県全域に警報（暴風、大雪、暴風雪）、特別警報（以下「警報」という。）発令時

２　前項により休講となった場合でも、東戸塚キャンパスの場合はＪＲ東海道線又はＪＲ横須賀線が、横浜山手キャンパスの場合はＪＲ京浜東北・根岸線及び横浜高速鉄道みなとみらい線のいずれかが復旧した場合、又は警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧（警報解除）時間	授業実施時限
6:00 現在で復旧（警報が解除）された場合	１時限から実施
10:00 現在で復旧（警報が解除）された場合	３時限から実施

３　第１項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

（試験）

第７条　試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。

２　定期試験は、原則として当該授業が終了する学期末に期間を定めて行う。

３　前項のほか当該授業の学期中に担当教員の判断により期間を定めず、随時に試験を行うことができる。

４　試験に代えて、論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を課すことができる。

（受験資格）

第８条　次のいずれかに該当する者は、試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができない。なお、欠席、遅刻及び早退に関する取扱いは別に定める。

（１）履修登録をしていない者

（２）原則として、試験科目の出席時間数が授業時間数の３分の２に満たない者
保健医療学部の実習においては、原則として全日程の５分の４に満たない者。
薬学部の実習においては、原則として全日程に満たない者。

（３）当該科目の試験時間の３分の１を超えて遅参した者

２　前項第２号にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができる。

（成績評価の基準・成績評価）
第９条　成績はシラバスに定めた基準により判定する。
２　成績評価については、学則第31条に基づき、下表のとおりとする。評点に対して、グレード・ポイント（以下「ＧＰ」という。）を設定し、不合格その他ＧＰを「０」と算定する授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均（グレード・ポイント・アベレージ、以下「ＧＰＡ」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

評　価	評　点	ｸﾞﾚｰﾄﾞﾎﾟｲﾝﾄ Ｇ　Ｐ	単位の授与
秀（Ｓ）	90点～100点	4	授　与
優（Ａ）	80点～89点	3	
良（Ｂ）	70点～79点	2	
可（Ｃ）	60点～69点	1	
不可（Ｄ）	59点以下	0	不授与
放棄(Ｏ１)	受験資格喪失	0	
放棄(Ｏ２)	定期試験受験の放棄	0	
／	評価対象外	算定しない	評価 対象外

３　秀（Ｓ）、優（Ａ）、良（Ｂ）及び可（Ｃ）は合格、不可（Ｄ）は不合格とする。
４　放棄（Ｏ１）評価の授業科目及び放棄（Ｏ２）評価の授業科目の登録単位数は、ＧＰＡの登録単位数に加算する。
５　履修登録を取り消した場合、その授業科目は、／評価「評価対象外」とし、ＧＰには算定せず、登録単位数はＧＰＡの登録単位数に加算しない。
６　再試験において単位を授与する場合の評価・評点は、可（Ｃ）「60点」とする。
７　単位を授与されなかった科目（評価対象外含む）は、再履修することができる。

（ＧＰＡ）
第９条の２　ＧＰＡを算出する基準は次のとおりとする。
ＧＰＡ＝〔授業科目のＧＰ×その授業科目の単位数〕の総和
／〔ＧＰＡ対象科目の総履修登録単位数〕
２　ＧＰＡは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標である「学期ＧＰＡ」と在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標である「累積ＧＰＡ」の２種類とする。
３　ＧＰＡの結果は、修学指導や保健師課程選抜の際の参考として、また退学勧告の基準として用いる場合がある。

（追試験）
第10条　忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験（実習のときは追実習）を受けることができる。
２　前項の追試験を受けようとする者は、「追試験申請書（履修様式第３号）」（追実習のときは「追実習願（履修様式第５号）」）に、疾病の場合は医師の診断書、他の場合は証明書又は理由書を添え、原則として当該科目の試験の日から所定の期日までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。
３　追試験の成績評価は、優（Ａ）「89点」を上限とする。

（再試験）
第11条　定期試験及び追試験で成績が合格点に達しなかった場合は必要に応じて科目担当

教員等の判断により再試験（実習のときは再実習）を行うことができる。
２　再試験を許可された者は、「再試験願（履修様式第４号）」（再実習のときは「再実習願（履修様式第６号）」）に、次の表に定める再試験料（実習のときは再実習料）を添えて提出しなければならない。

区分	金額
再試験料	１科目につき2,000円
再実習料	１日につき2,000円

３　再試験で合格した場合の成績は、「可（C）「60点」」とする。

（再履修）
第12条　不合格又は評価対象外とされた必修の授業科目は、再度履修（以下「再履修」という。）しなければならない。
２　再履修科目は、原則として、授業を再度受講のうえ、試験を受けなければならない。

（他大学における授業科目の履修等の認定等）
第13条　学則第34条に定める他大学等での授業科目の履修等、同第35条に定める大学以外の教育施設での学習及び同第36条に定める入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、別に定める期間内に所定の書式に成績証明書及び当該授業科目のシラバスを添えて提出し、教務委員会の審査に基づき、教授会の議を経て学長が認定するものとする。ただし、編入学のときは、湘南医療大学編入学規程第９条第３項の定めによる。
２　認定された単位（授業科目）の成績評価は行わず、成績表示は、「N」とする。
３　既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。

（進級）
第14条　進級は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、進級できなかった場合は原級留年となり、進級に関わる未修得科目を再度履修する必要がある。
（１）保健医療学部看護学科においては、次の基準を満たした者が、教授会で審査のうえ、進級することができる。
ア　１年次において次の条件をすべて満たす者
（ア）必修科目の未修得科目・単位数が累計で２科目３単位以内であること
（イ）専門基礎科目及び専門科目は配当された年次で全ての単位を修得していること
イ　２年次において次の条件を満たす者
（ア）２年次までの必修科目の単位を全て修得していること
ウ　３年次において次の条件を満たす者
（ア）必修科目の未修得科目・単位数が累計で２科目４単位以内であること
（２）保健医療学部リハビリテーション学科においては、各学科で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級又は学科で指定した科目の履修ができない場合がある。
（３）薬学部においては、次の基準を満たした者が、教授会で審査のうえ、進級することができる。
ア　１～３年次において次の条件を全て満たす者
（ア）実習科目は配当された年次で全ての単位を修得していること
（イ）実習科目を除く必修科目の未修得単位数が累積６単位以内であること
イ　４年次において次の条件を満たす者
（ア）４年次までの必修科目の単位を全て修得していること
ウ　５年次において次の条件を満たす者
（ア）５年次の必修科目の単位を全て修得していること

（不正行為）
第15条　定期試験及びこれに準じる試験において、不正行為があったと認められた場合は、当該科目を不合格とし、かつその学期に履修合格した他の全科目の評価を１ランク下げることとする。なお、この場合において、停学又は退学など処分の実施を妨げないものとする。

（卒業見込証明書の発行）
第16条　次の各号に該当する者には、その者の申請に基づき卒業見込証明書を発行する。
（１）保健医療学部においては、第３年次末までの修得単位数と第４年次における履修登録科目の単位数の合計が、学則別表１に定める卒業に必要な単位を満たしている者
（２）薬学部においては、第５年次末までの修得単位数と第６年次における履修登録科目の単位数の合計が、学則別表１に定める卒業に必要な単位を満たしている者

（改廃）
第17条　この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附　則
この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成28年９月７日から施行する。

附　則
この規程は、平成30年２月21日から施行する。

附　則
この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成31年９月18日から施行する。

附　則
この規程は、2020年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第９条は、平成27年４月１日から適用する。

附　則
この規程は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第14条第１項及び第２項は令和４年度入学者から適用する。

附　則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表１　看護学科先修一覧

以下の実習科目については、先修科目の単位を修得していなければなりません。また、実習ガイダンスを無断で欠席した場合は原則として履修することができません。すでに履修登録が済んでいても、実習ガイダンスを無断で欠席した場合は、履修登録が無効となります。

（１）2018年度以前の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目
専門科目Ⅰ	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	看護学概論
			看護援助論Ⅰ
			看護援助論Ⅱ
		基礎看護学実習Ⅱ	看護援助論Ⅲ
			看護援助論Ⅳ
			看護援助論Ⅴ
			基礎看護実習Ⅰ
専門科目Ⅱ	専門看護学	成人看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			成人看護学概論
			成人看護方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
		成人看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			成人看護学概論
			成人看護方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
		老年看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			老年看護学概論
		老年看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			老年看護学概論
			老年看護方法論Ⅰ・Ⅱ
		小児看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			小児看護学概論
			小児看護方法論Ⅰ・Ⅱ
		母性看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			母性看護学概論
			母性看護方法論Ⅰ・Ⅱ
		精神看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			精神保健論
			精神看護学概論
			精神看護方法論Ⅰ・Ⅱ
統合科目	統合看護学	在宅看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			専門看護学実習*
			在宅看護学概論
			在宅看護方法論Ⅰ・Ⅱ
		統合実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ 専門看護学実習* 看護管理学

※専門看護学の実習科目のすべての単位を修得していることを原則とするが、未修得科目が１科目の場合に限り履修できる場合がある。

（２）2019年度以降の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目
専門科目Ⅰ	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	なし
		基礎看護学実習Ⅱ	看護学概論
			看護技術概論
			生活行動の援助技術
			ヘルスアセスメント
			診療に伴う援助技術
			看護過程
			基礎看護学実習Ⅰ
専門科目Ⅱ	専門看護学	成人看護学基盤実習	基礎看護学実習Ⅰ
			成人看護学概論
		成人看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			成人看護学概論
			成人看護方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
			成人看護学基盤実習
		成人看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			成人看護学概論
			成人看護方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
			成人看護学基盤実習
		老年看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅰ
			老年看護学概論
		老年看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			老年看護学実習Ⅰ
			老年看護方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
		小児看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			小児看護学概論
			小児看護方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
		母性看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			母性看護学概論
			母性看護方法論Ⅰ・Ⅱ
		精神看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			精神看護学概論
			精神看護方法論Ⅰ・Ⅱ
統合科目	統合看護学	在宅看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			在宅看護学概論
			在宅看護方法論Ⅰ・Ⅱ
		地域看護学実習	地域看護学Ⅰ
		統合実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
			専門看護学の実習科目*
			看護管理学Ⅰ

※専門看護学の実習科目のすべての単位を修得していることを原則とするが、未修得科目が１科目の場合に限り履修できる場合がある。

（３）2022年度以降の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目
専門科目	臨地実習	看護基盤実習Ⅰ	なし
		看護基盤実習Ⅱ	看護学概論
			ヘルスアセスメントⅠ
			ナーシングスキル学Ⅰ
			ナーシングプロセスⅠ
			生涯発達看護論
			地域・在宅看護学
			看護基盤実習Ⅰ
		ヘルスプロモーション実習	ヘルスアセスメントⅡ・Ⅲ
			ナーシングスキル学Ⅱ
			ナーシングプロセスⅡ
			小児看護学
			小児看護方法論
			母性看護学
			母性看護方法論
			地域看護方法論
			看護基盤実習Ⅱ
		急性期看護実習	ヘルスアセスメントⅡ・Ⅲ
			ナーシングスキル学Ⅱ
			ナーシングプロセスⅡ
			成人看護学
			成人看護方法論Ⅰ
			老年看護学
			老年看護方法論
			看護基盤実習Ⅱ
		慢性期看護実習	ヘルスアセスメントⅡ・Ⅲ
			ナーシングスキル学Ⅱ
			ナーシングプロセスⅡ
			成人看護学
			成人看護方法論Ⅱ
			老年看護学
			老年看護方法論
			精神看護学
			精神看護方法論
			在宅看護方法論
			看護基盤実習Ⅱ
		統合実習	看護管理学
			看護倫理学
			ヘルスプロモーション実習
			急性期看護実習
			慢性期看護実習

科目区分		授業科目	先修科目
公衆衛生科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護実習Ⅰ・Ⅱ	看護管理学
			看護倫理学
			公衆衛生看護学
			公衆衛生看護活動論Ⅰ
			ヘルスプロモーション実習
			急性期看護実習
			慢性期看護実習

別表２　リハビリテーション学科（理学療法学専攻）先修科目一覧

（１）2019年度以前の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目
専門科目	臨床実習	見学実習（理学療法）	専門基礎科目と専門科目のうち、１年次前期に配置された科目をすべて履修していること。
専門科目	臨床実習	評価学実習	３年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得し、かつ「理学療法特論Ⅰ」を修得済みまたは修得見込みであること。※
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅰ（理学療法）	３年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅱ（理学療法）	３年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。

※すでに「評価学実習」の履修登録が済んでいても、「理学療法特論Ⅰ」の試験が不合格の場合は、履修登録が無効となる。

（２）2020年度以降の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目
専門科目	臨床実習	見学実習（理学療法）	専門基礎科目と専門科目のうち、１年次前期に配置された科目をすべて履修していること。
専門科目	臨床実習	評価学実習	３年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得し、かつ「理学療法特論Ⅰ」を修得済みまたは修得見込みであること。※
専門科目	臨床実習	地域リハビリテーション実習（理学療法）	３年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得し、かつ「理学療法特論Ⅰ」を修得済みまたは修得見込みであること。※
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅰ（理学療法）	３年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅱ（理学療法）	３年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。

※すでに「評価学実習」ならびに「地域リハビリテーション実習（理学療法）」の履修登録が済んでいても、「理学療法特論Ⅰ」の試験が不合格の場合は、履修登録が無効となる。

別表３　リハビリテーション学科（作業療法学専攻）先修科目一覧

（１）2019年度以前の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目
専門科目	臨床実習	見学実習（作業療法）	専門基礎科目と専門科目のうち、１年次後期までに配置された科目をすべて履修していること。
専門科目	臨床実習	検査・測定実習	３年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて履修していること。
専門科目	臨床実習	評価実習	３年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得し、かつ「作業療法評価学総合演習」を修得済みまたは修得見込みであること。※
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅰ（作業療法）	３年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅱ（作業療法）	３年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。

※すでに「評価実習」の履修登録が済んでいても、「作業療法評価学総合演習」の試験が不合格の場合は、履修登録が無効となる。

（２）2020年度以降の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目
専門科目	臨床実習	見学実習（作業療法）	専門基礎科目と専門科目のうち、１年次後期までに配置された科目をすべて履修していること。
専門科目	臨床実習	地域リハビリテーション実習（作業療法）	３年次前期までに配当された専門基礎科目と専門科目をすべて履修していること。
専門科目	臨床実習	評価実習	３年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得し、かつ「作業療法評価学総合演習」を修得済みまたは修得見込みであること。
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅰ（作業療法）	３年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅱ（作業療法）	３年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。